

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）            第十条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。            一〇十六（略）            十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体）をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）            十八（略）</p>	<p>（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）            第十条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。            一〇十六（略）            十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体）をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）            十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）            第七条の二十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。            一〇十六（略）            十七 当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）            十八（略）</p>	<p>（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）            第七条の二十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。            一〇十六（略）            十七 当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）            十八（略）</p>

三 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）  
農林水産省

改正案	現行
<p>（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項） 第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい る認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認 定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者 保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象 となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。 以下同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、 当該認定投資者保護団体の名称）</p> <p>十八（略）</p>	<p>（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項） 第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい る認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認 定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者とな つている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）</p> <p>十八（略）</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この命令は、平成二十一年十月九日から施行する。

### (契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置)

2 この命令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についての第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条の二十六第一項第十七号、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第七条の二十七第一項第十七号及び第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十四第一項第十七号の規定の適用については、この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

### (罰則の適用に関する経過措置)

3 この命令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。